

## 教職員の懲戒処分について

令和2年4月22日付けで、次のとおり、懲戒処分を行うことに決定しました。

被処分者	処分内容	処分理由
県西部 公立小学校 教諭 (20歳代)	停職 2月	<p>事前に校長から服務についての指導を受けていたにもかかわらず、病気休暇取得期間の一部である令和元年8月22日(木)から令和元年12月24日(火)までの間、意図的に市町教育委員会の許可を得ずに岡山県内の性的マッサージ店に勤務し、その事実を隠蔽しながら約30日で約40万円の報酬を得た。</p> <p>これらの行為は、営利企業への従事等の制限を定めた地方公務員法第38条、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務を定めた地方公務員法第32条及び信用失墜行為の禁止を定めた地方公務員法第33条の規定に違反する。</p>

## 【担当】

教職員課 小中学校人事係長

(電話) 082-513-4924

(e-mail) kyoushokuin@pref.hiroshima.lg.jp